

平成31年度

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金

経産省による事業

■ ZEH+R強化事業

公募要領 (二次公募)

2019年6月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨		7
----------	-------	---

2章 経済産業省による事業

2章-1. ZEH+R強化事業

1 事業概要

1-1 はじめに		12
1-2 事業内容		12
(1) 補助金名		12
(2) 事業規模		12
(3) 補助対象となる事業者と住宅		12
(4) 交付要件		13
(5) 選択要件		16
(6) 補助対象		17
(7) 補助金額および上限額		19
1-3 公募方法		20
1-4 事業スケジュール		21
(1) スケジュールの詳細		21
(2) 公募説明会		22
1-5 重要事項		22
(1) 重要事項の詳細		22

2 事業要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧		23
2-2 選択要件の要件及び補助対象設備等一覧		25
2-3 取得する省エネ性能表示の要件		26
(1) 省エネ性能表示取得に関する要件		26
2-4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「㊟高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)		27
2-5 HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「㊟高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)		28

INDEX

3 事業の実施

3-1	事業年間スケジュール	31
3-2	事業詳細スケジュール	32
3-3	公募～交付決定	33
(1)	事業の公募	33
(2)	交付申請	33
(3)	手続代行者について	33
(4)	審査	33
(5)	採択	33
(6)	交付決定	33
3-4	補助事業の開始～完了	34
(1)	補助事業の開始	34
(2)	中間報告書の提出	34
(3)	現地調査(中間検査)	35
(4)	補助事業の計画変更	35
(5)	事業完了日	35
3-5	実績報告～補助金支払	36
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	36
(2)	現地調査(完了検査)	36
(3)	補助金支払	36
(4)	事業成果の公表	36
(5)	使用状況の報告	36
(6)	停電時の報告	36
(7)	取得財産の管理等	37
(8)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	37
3-6	注意事項	38
3-7	よくあるご質問について	38

4 交付申請の方法

4-1	申請について	39
4-2	交付申請 提出書類一覧表	40

5 交付申請書及び添付書類の入力例

41

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	51
(2)	発送の注意事項	51
(3)	問合せ先	51

<はじめに>

本公募要領において、

- ◎ 平成28年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H28年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成28年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」について「H28年度補正ZEH普及加速事業」
- ◎ 平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H29年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、および、平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業、戸建分譲ZEH実証事業について「H30年度ZEH補助事業」と記載する。

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、この目標の達成に向けたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

また、経済産業省 資源エネルギー庁は、2017年7月に「ZEHロードマップフォローアップ委員会」を設置し、ZEHロードマップの見直し、2020年目標の着実な実現に向けた取り組み状況のフォローアップ、追加的な対策の検討や、2030年目標の実現に向けた課題と対策を検討するため、計4回の委員会とパブリックコメントを経てとりまとめを行い、2018年5月に公表しました。

これを受けて、平成31年度においては国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、中小工務店が連携して建築するZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(ZEH+、超高層集合住宅)、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、低層・中層・高層集合住宅)の促進支援を進めていくことになりました。

さらに、国土強靱化を目的として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用し、停電時のレジリエンス強化を図った上で、蓄電システム又は自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システムのいずれか、または両方を導入する住宅の支援を実施します。

本公募要領は、これら補助事業のうち、家庭内の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とした、環境省によるZEH支援事業、及び先進的再エネ熱等導入支援事業、並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的且つ適切なエネルギーの需給構造の構築を目的とした、経済産業省によるZEH+実証事業、及び、国土強靱化を目的としたZEH+R強化事業を対象とした補助金事業における公募情報をとりまとめたものです。

※「超高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」、「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業」、「ZEHデベロッパー登録」については、「超高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業公募要領」、「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業公募要領」、「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照ください。

※「平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅(低層・中層)における低炭素化(ZEH-M化)促進事業)」については、当該事業の執行団体に問合せください。

◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/about-zeh/

【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。
また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。
但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

●『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
 - ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ※ 再生可能エネルギー未導入でも可。
- ※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)に建築される場合に限る。

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。

本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

2章 経済産業省による事業

2章-1. ZEH+R強化事業

1 事業概要

1-1 はじめに

本事業は、国土強靱化を目的とした「レジリエンス強化」のためにZEH+を活用して、停電時に、太陽光発電により住宅内の電力を確保し、太陽熱利用温水システムによる太陽光エネルギーの夜間有効活用や、蓄電システムによる夜間の電力利用等の措置を講じる住宅を支援するものです。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金
略称:平成31年度 ZEH+R強化事業 (以下、2章-1において「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約8億円(二次公募)

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅※1の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限りです。

但し、「暴力団排除に関する誓約事項」(P44参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

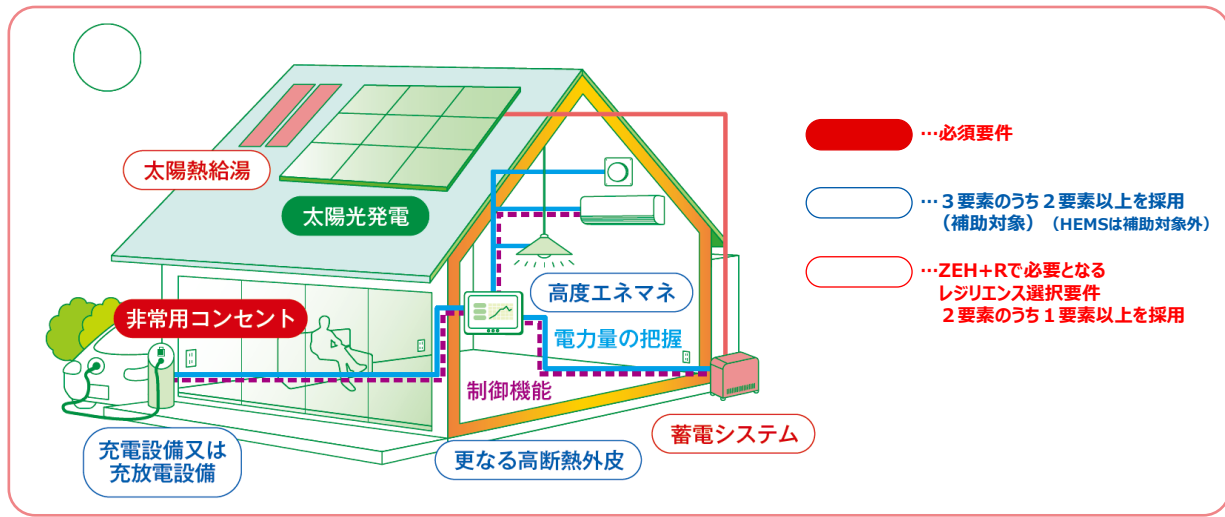
補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P23参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅※1の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。※2

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

※2 「平成31年度 超高層ZEH-M実証事業」、「平成31年度 高層ZEH-M支援事業」及び「平成31年度 低・中層ZEH-M促進事業」との併願は出来ません。

■ ZEH+Rの概念図



(4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

< ZEH+に係る要件 >

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P23参照)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※1
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※2 ※3
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照)

(注) 住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
 例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P26参照)※4
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P23～P24参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P24参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ⑦ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること。(選択要件) (P16参照) ※5
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※6
 1・2地域：0.30、3～5地域：0.40、6・7地域：0.50
 - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
 - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※7

＜レジリエンス強化に係る要件＞

- ⑧ 停電時に、以下のいずれかにより、主たる居室で電源を確保できること。
 - 1) 主たる居室に非常用コンセントを設置する計画
 停電時に、太陽光発電システムのPCS(パワーコンディショナー)等から取り出す非常用電力を主たる居室を含む3箇所以上の非常用コンセントに配線する計画。
 - 2) 停電時も住宅内の通常回路に電力供給することが可能な計画
 停電時に、太陽光発電システムまたは太陽光発電システムにより発電された電力を蓄電する蓄電システムから、住宅内又はその一部に電力供給することが可能な計画。但し、主たる居室への電力供給を必須とする。
- ⑨ レジリエンスを強化するために「蓄電システム(蓄電容量4kWh以上)」または「自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システム」※⁸のいずれか、または両方を導入すること。(P17～P18参照)
- ⑩ 停電時にレジリエンス機能が確実に発揮できることを担保する観点から、請負会社等からの引渡し時にレジリエンス機能の説明や訓練等を受けること。
- ⑪ 補助事業者は、補助事業完了後2年間、SIIが定める使用状況の報告(定期報告アンケート)を行うこと。
- ⑫ 補助事業者は、補助事業完了後2年間の間に大規模停電が発生した際に、SIIからの求めに応じて停電時の状況報告を行うこと。

※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※2 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※3 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+ も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
 なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量、及び多雪地域に該当するものとします。

※4 本事業では、「※3」に該当する場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

※5 8地域については、選択要件「外皮性能の更なる強化」(P16参照)は選択できません。

※6 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、 U_A 値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。

※7 電気自動車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

※8 停電時に、住宅外からのエネルギー供給を行わずに太陽熱利用温水システムの制御電源を確保できる定置型システムに限る。

■ 非常用コンセントの設置方法

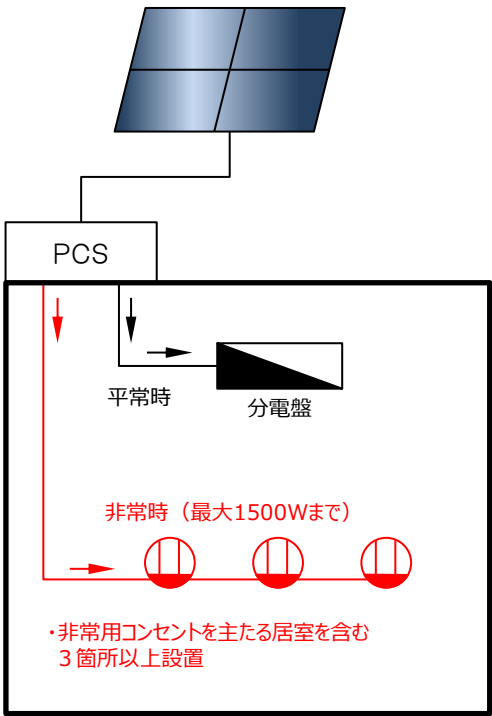
→ ...平常時

→ ...非常時

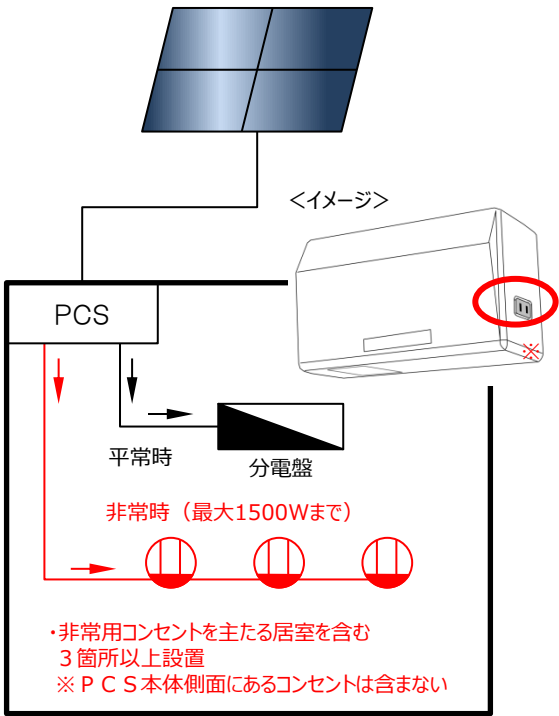


...非常用コンセント

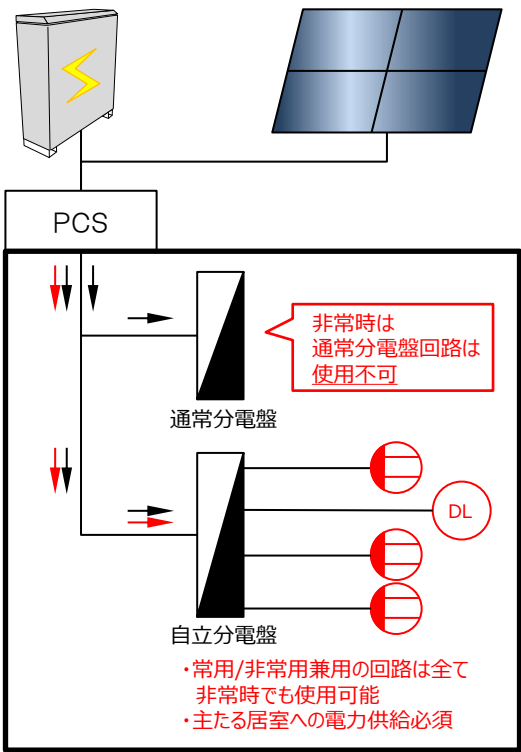
1. 蓄電システム導入なしの場合(屋外PCSの例)



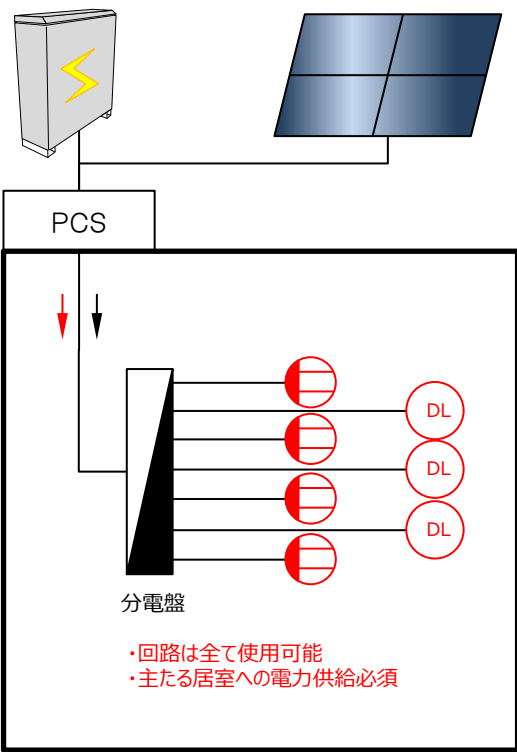
2. 蓄電システム導入なしの場合(屋内PCSの例)



3. 蓄電システム導入の場合(自立分電盤ありの例)



4. 蓄電システム導入の場合(自立分電盤なしの例)



(5) 選択要件

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の

①～③の要件のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

但し、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

① 外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP25に示す基準を満たすこと。

注1: 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

② 高度エネルギーマネジメント

HEMS(Home Energy Management System)により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

1) 「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム及び燃料電池システム(設置する場合)」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの※1※2を設置してください。

※1 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認^(注)での対応を可能とすることを含めて判断します。

※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、HEMSとの相互接続性の自己確認^(注)での対応を可能とします。

(注) 自己確認は、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能について通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、そのエビデンスを交付申請時まで提出できることを条件とします。(詳細はP30参照)

2) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF認証の取得を予定しているが、交付申請時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を交付申請書に添付するとともに、事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

③ 電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車※1(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。
- 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。
- 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。

※1 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

(6) 補助対象

① 補助対象

1) 住宅の設備等

補助の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P23～P24参照)に「該」と記載するもの。
※ 補助対象設備は、新品を導入すること。

2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- 1. 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- 2. 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであり、且つ、蓄電容量4kWh以上のもの。
- 3. 導入する蓄電システムは新品であること。
- 4. 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

<導入目的>

- ・平常時は、再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させること。
- ・停電時は、非常用電源として、自立運転機能を活用し、住宅へ電力供給可能であること。

<接続及び運用の要件>

- ・平常時は、再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。
- ・停電時は、住宅内又はその一部に電力供給することができるもの。但し、主たる居室への電力供給を必須とする。

- 5. 導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。

保証年数※1	10年	11年	12年	13年	14年	15年 以上
目標価格※2 (蓄電容量1kWhあたり)	9.0万円	9.9万円	10.8万円	11.7万円	12.6万円	13.5万円

※1 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。
但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。

※2 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

<別表> 平成30年度における保証年数に応じて定められた蓄電システムの目標価格

保証年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年 以上
目標価格 (蓄電容量1kWhあたり)	12.0万円	13.2万円	14.4万円	15.6万円	16.8万円	18.0万円

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。
(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)
蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

3) 太陽熱利用温水システム

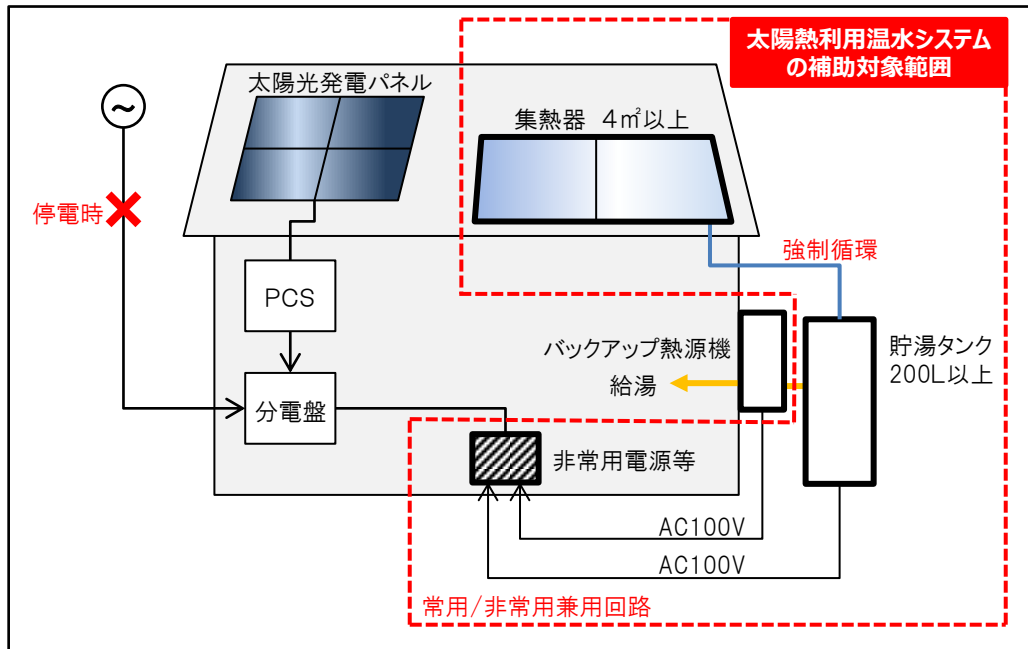
補助対象となる太陽熱利用温水システムは、以下の全てを満たすものとなります。

1. 循環方式は強制循環に限る。なお、停電時においても、強制循環システムが機能すること。
2. 夜間停電時に、1日あたり「60L×居住人数分」以上の湯量(40℃以上)を確保できること。
3. 導入する太陽熱利用温水システムは新品であること。
4. 液体集熱式の場合は、集熱器の面積4㎡以上、貯湯タンクの容量200L以上であること。
空気集熱式の場合は、集熱器の面積12㎡以上、貯湯タンクの容量240L以上であること。
5. 補助対象となる太陽熱利用温水システムは、交付申請時に販売※されているシステムであること。

※ 原則、市場流通されていること。

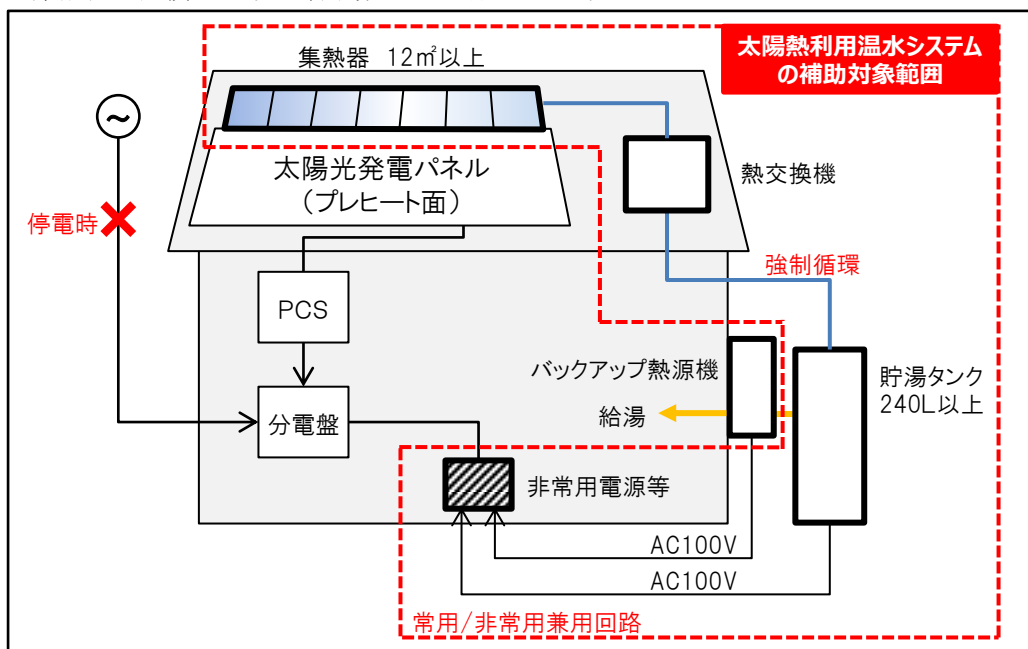
■ 液体式 太陽熱利用温水システムのシステム概要図

<集熱器の面積4㎡以上、貯湯タンクの容量200L以上であること>



■ 空気式 太陽熱利用温水システムのシステム概要図

<集熱器の面積12㎡以上、貯湯タンクの容量240L以上であること>



② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等)に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

③ 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

(7) 補助金額および上限額

① 補助対象住宅

・交付要件を満たした住宅

一戸あたり 定額 125万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※ 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

＜導入価格が、本事業における保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システム＞

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWhあたり2万円

＜導入価格が、平成30年度における保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システム＞

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWhあたり1万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1/3又は30万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「P17 (6) 補助対象」をご確認ください。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

③ 太陽熱利用温水システム

補助対象住宅に太陽熱利用温水システムを導入する場合は、補助金額※1を以下のとおり加算します。

	液体式	空気式
パネル面積	4㎡以上	12㎡以上
補助額	17万円	60万円

※1 太陽熱利用温水システムの工事費は、補助対象外とします。

1-3 公募方法

SIIは、公募期間を定め、申請書を受付けます。

但し、申請金額の合計が予算を超えた場合は、公募期間終了後、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。

SIIは、審査の結果、補助事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。(P33参照)

申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)10時～17時のみ行います。

(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。

特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については一切受理しません。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者

(手続代行者がいる事業は手続代行者)に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P51参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 公募規模を超えた申請があった場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、申請受付者を決定の上、審査を実施します。

抽選結果は、抽選実施後、1週間を目途に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

(注) 抽選の結果、審査対象とならない申請書は、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返却します。

1-4 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

① 交付申請公募期間

二次公募 2019年 7月 8日(月)10時 ～ 2019年 7月19日(金) 17時必着
※締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、
余裕を持った申請をお願いします。

② 交付決定

二次公募 2019年 8月23日(金) (予定)
※交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、
「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に
必ずお読みください。(P33参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び
「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

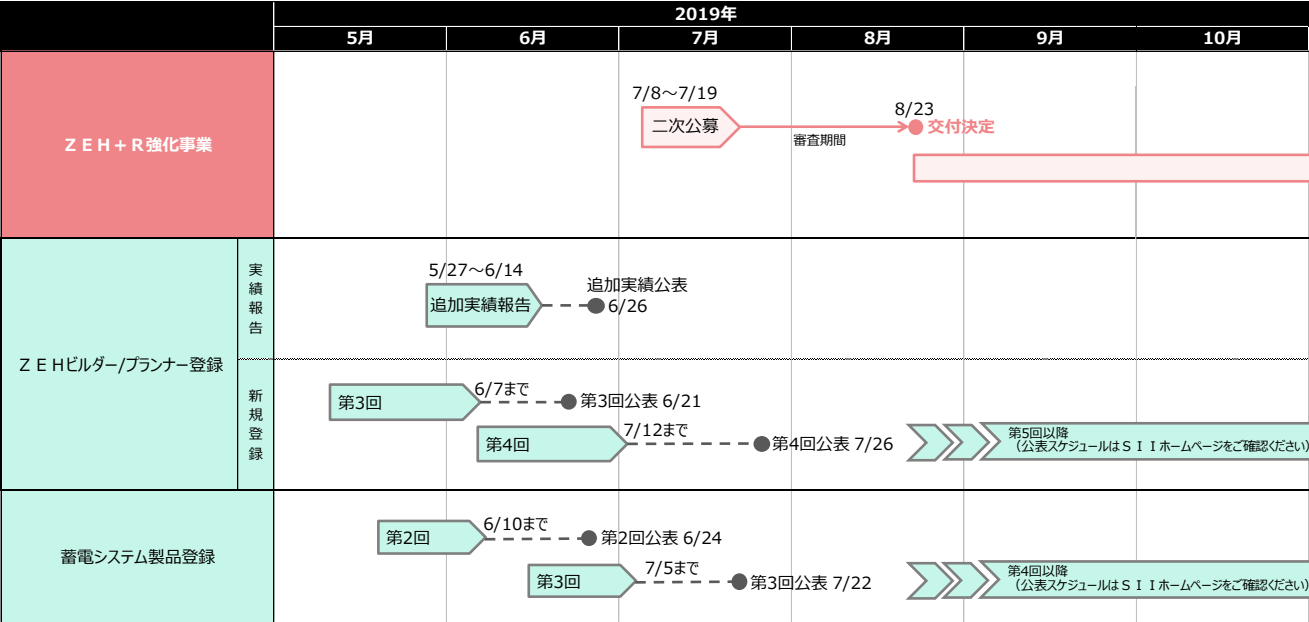
③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。
二次公募 交付決定通知を受領後 ～ 2020年 1月24日(金)

④ 補助事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とする。
2020年 1月31日(金) 17時必着
※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

■ 本事業のスケジュール



(2) 公募説明会

二次公募において、公募説明会は実施いたしません。

1-5 重要事項

(1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。
※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② **交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。**
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
補助事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則として補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P44参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ 交付申請書並びに補助事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ⑥ 補助事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

※ P38「注意事項」を必ず確認してください。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2019年		2020年		
11月	12月	1月	2月	3月
事業期間		事業完了期限 1/24まで	実績報告書提出期限 1/31	全件補助金支払完了(予定) 審査完了(予定)

2 事業要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

- ・選択要件で①外皮性能の更なる強化を選択する場合は、 で表示する項目についてP25に記載する追加要件があるので注意すること。
- ・選択要件で②高度エネルギーマネジメントを選択する場合は、 で表示する項目についてP25に記載する追加要件があるので注意すること。

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準									
全体共通			●	—	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上 削減されていること。 ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 ・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH+)であること。									
①高断熱外皮			●	※3該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—	
					地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
暖房冷房設備	空調設備	②高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	※4該	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 (https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_160401_v03_PVer02.pdf の 表A.4参照)										
		パネルラジエーター	※4該	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。										
	暖房設備	温水式床暖房	※1● ※4該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。										
		②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※4該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
	冷房設備	②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※4該	COP	3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし		
			※4該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
				※4該	COP	基準値なし			3.3以上					
給湯設備	②電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等) ②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等) 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等) ガスエンジン給湯機(エコウィル等) ②ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	※5該	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。											
		※5該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。											
		※5該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。											
		※2● ※5該	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。											
		※5該	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。											
		該	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)											
	②燃料電池(エネファーム等)	—	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。											

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準		
省エネルギー設備	換気設備 (24時間換気に係るもの)		※6●	該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。		
					換気方式		要件
					熱交換型換気設備		温度 (顕熱) 交換効率65%以上
					熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気・第一種換気	比消費電力が0.4W/(m3/h)以下
	上記以外		比消費電力が0.2W/(m3/h)以下				
	照明設備	LED照明	●	—	・LEDが光源であるもの。		
蛍光灯		—		・インバータータイプで100 (lm/W) 以上のもの。			
創エネルギーシステム		太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム	●	—	—		
②HEMS			●	—	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。 ・詳細はP27「HEMS (エネルギー計測装置) の要件 (選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)」参照。		

●: 本事業で導入を必須とすること
該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※2 いずれかの設備を導入すること。
- ※3 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。
構造材 (柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材 (内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※4 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※5 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※6 換気装置 (本体) 及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。

2-2 選択要件の要件及び補助対象設備等一覧

本事業では、公募要領P16で示した通り、下記の①から③のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

①: 外皮性能の更なる強化 (緑色で表示された項目)

②: 高度エネルギーマネジメント (青色で表示された項目)

③: 電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備 (黄色で表示された項目)

各選択要件の要件は、公募要領P23「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」に示した要件を満たし、且つ選択した要件に応じて下表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件	設備等の種類		必須要件	追加要件									
①	高断熱外皮		●	・各地域において下記のUA値を満たすこと。									
				地域区分	1	2	3	4※1	5※1	6	7	8	
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		－	
				※1 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であれば、選択要件を満たすものとします。									
②	空調設備	高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		ヒートポンプ式セントラル空調システム		・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
	給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		燃料電池(エネファーム等)		・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release C以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)											
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)											
	蓄電システム		(○)	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠していること。 ・ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターを設置すること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
	HEMS		●	【HEMSコントローラ】 ・導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証をすべて取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備に対し上位のReleaseバージョンであること。 ・詳細はP28「HEMS(エネルギー計測装置)の要件(選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)」参照。									
	③	電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備		●	・EV充電用設備は車庫スペース等において使用可能とし、以下の要件を満たすこと。 1) 分電盤に専用の分岐回路(＝専用回路)を設置すること。 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。								

● : 本事業で選択要件として選択した場合、必須となる追加要件。

○ : 本事業で選択要件として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

(○) : 蓄電システムを導入する場合、必須となる追加要件。

2-3 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

(1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』※1であることを示すものであること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- ③ 選択要件で「**①**外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率(U_A 値)がP25に示す基準を満たしていること。
- ④ 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2019年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

2-4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件(選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量※1	●
電力量の計測・取得※2	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※3	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	○
使用電力計測・取得間隔※4	1時間以内	●
データ蓄積期間※5※6	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は、必須

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 積算消費電力量(Wh)。

※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。

※5 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(詳細はP36を参照)

2-5 HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)

選択要件(P16参照)で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件は以下の①～⑥の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

【エネルギー計測装置(HEMS)】

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。
※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP27で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

③ HEMSコントローラの設定要件

- 1) エネルギー計測装置で計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
※項目名称の設定は、実績報告書添付書類の引渡証明書に記載の引渡日までに完了すること。
※名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2) 「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、実績報告時に計測項目名の確認ができる分電盤回路図の提出ができること。
※P27で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

④ 計測データ報告の要件

申請者が補助対象となる住宅に居住後、必要とされるエネルギー計測の実施をもって事業完了とします。事業期間中にHEMSによる実測期間を、休日を含む3日間以上設け、補助事業実績報告書提出の際に、エネルギー計測の結果を併せて提出してください。

【エネルギー計測データの要件】

- 1) 未入居状態での計測は無効です。
- 2) エネルギー計測データ(以下、計測データ)の提出において、HEMS等の表示画面のキャプチャー画像等は無効です。
- 3) 提出する計測データは、以下の要件を全て満たしていること。
 - ・ P27に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測されていること。
 - ・ 1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。
 - ・ 計測項目や年月、日時が記載されていること。
 - ・ SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。 URL: https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/public.html
- 4) SIIが報告対象者用として設ける「エネルギー計測データ報告サイト(以下、「報告サイト」という)」※1において、パソコンを使用して計測したデータのアップロード※2を実施し、報告を行うこと。
- 5) 報告サイトにおいて、計測区分ごとにデータ設定(マッピング)を行うこと。

※1 報告サイトのログイン情報(ID及びパスワード等)は、高度エネルギーマネジメントを選択し、交付決定を受けた事業者に対してのみ付与します。

※2 計測データのアップロード方法は、報告サイト掲載の「エネルギー計測データ報告サイト 利用手順書」をご参照ください。

【運用時の要件(使用状況の報告)】

申請者は、事業完了後2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データをもとにしたエネルギー使用量のデータ報告を、パソコンを使用して定期的に行えること。

【報告期間】

2020年 4月 1日～2022年 3月31日

事業完了後2年間／1ヶ月毎(各月毎)のデータ

※ 計測データをクラウド・サーバに蓄積するクラウド型HEMS等において、クラウド・サービス提供者経由で計測データの提出を行うことも可能とします。

但し、この場合においても定期報告アンケート(P36参照)の回答は、補助事業者が必ず実施してください。

(注1)「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業で交付決定を受けた補助事業者が、「使用状況の報告」によるエネルギー計測データ報告において、正当な理由なく計測データの報告を行わない場合には、補助金の返還を求める場合があります。ご注意ください。

(注2) 1時間毎の計測データの保存期間が報告期間よりも短い機器を導入する場合は、必ず定期的なデータ保存を行ってください。

なお、エネルギー計測データの報告は半期(6ヶ月)分のまとめ報告も可としておりますが、保存期間超過によるデータの消失・欠損等にご注意ください。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- 1) 導入する通信制御対象の各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信用制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程
空調設備	Release D 以降※
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)	
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降※
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	
ハイブリット給湯設備	
蓄電システム	Release H 以降

※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

- 3) 通信制御対象の各設備においてHEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

⑥ AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規程に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムを除く設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

<相互接続性の自己確認を示す書類>

- 1) 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(別表1)の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト(メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。

<提出方法>

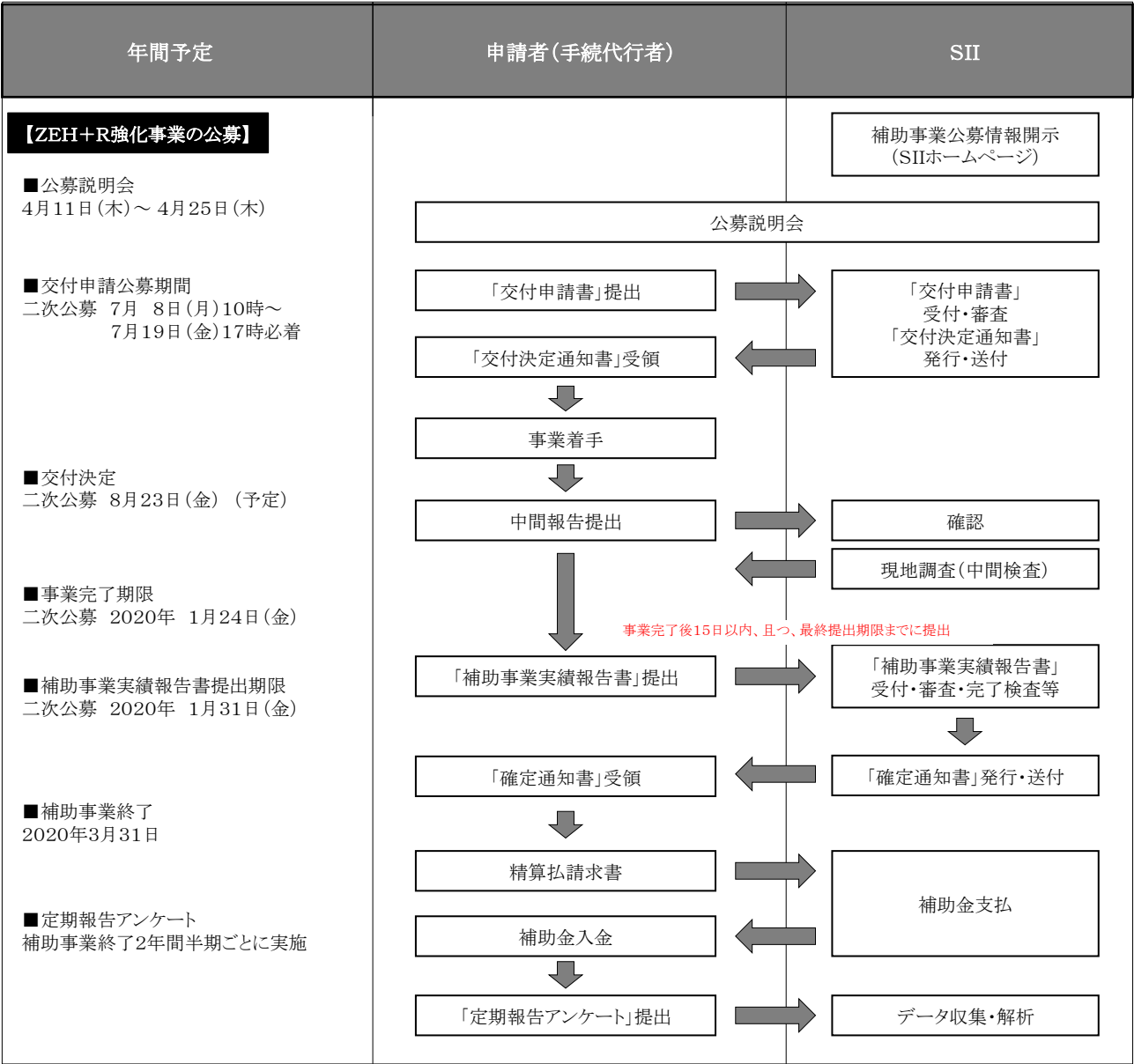
交付申請時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す書類をSIIへ提出すること。

【別表1】 ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

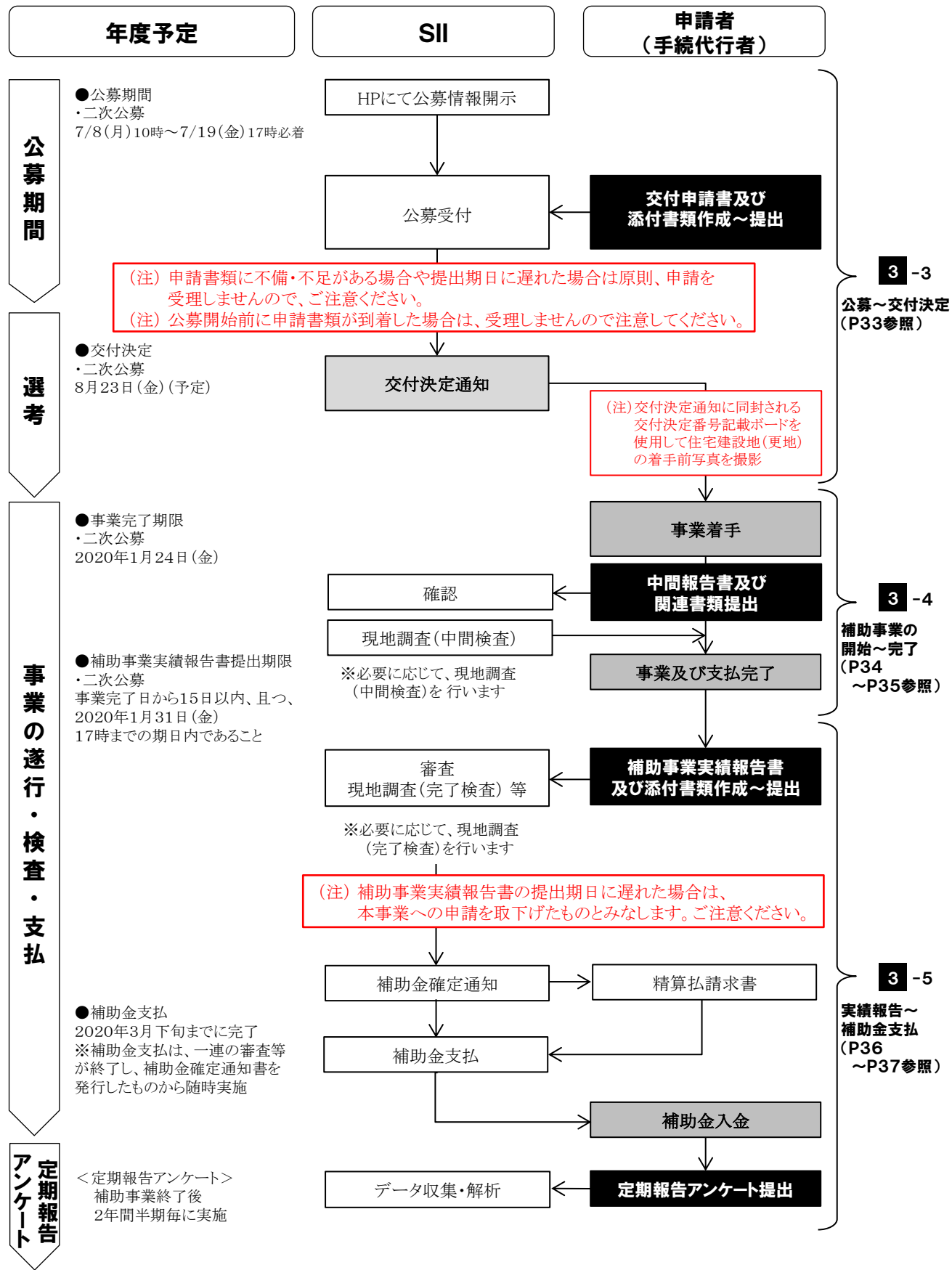
機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	・動作状態 ・節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	—
瞬間式給湯器 (エコジョーズ等)	・動作状態 ・給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	—
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
蓄電システム	・動作状況 ・識別番号 ・現在時刻設定 ・現在年月日設定 ・A C実効容量(充電・放電)	・A C充電・放電可能容量 ・A C充電・放電可能量 ・A C積算充電・放電電力量計測値 ・A C充電量・放電量設定値 ・最小最大充電量・放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール



3-2 事業詳細スケジュール



3 -3 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/)に公募記事を掲載します。

(2) 交付申請

申請者は、P41以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P40「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P51「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。
(原本の写しは手元に必ず保管ください)

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、注意してください。

(3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項…事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(5) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業として採択します。

(6) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定します。

3-4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

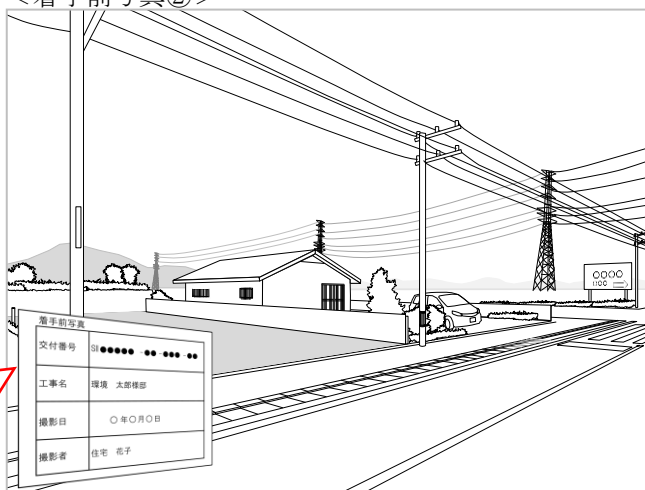
その際、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

- ① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

< 着手前写真① >



< 着手前写真② >



※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 中間報告書の提出

補助事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P51「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は補助事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真
 - (1) 補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、**カラー**で出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し

確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し

評価書には、『ZEH』※1であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 外皮仕様調書(U_A 値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要)
- ⑦ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図

BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

(3) 現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

但し、補助対象住宅の選択要件で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測データをSIIが指定する報告サイトにアップロードを行い、データ設定が完了した日が事業完了日となります。

3-5 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、補助事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、補助事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者はその旨を通知します。
補助事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析も事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消または返還を求める場合があります。
※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。

報告方法は、PC等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施すること。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

- 第1回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日（報告対象期間：2020年 4月～2020年9月分）
第2回 定期報告アンケート提出期限：2021年 4月末日（報告対象期間：2020年10月～2021年3月分）
第3回 定期報告アンケート提出期限：2021年10月末日（報告対象期間：2021年 4月～2021年9月分）
第4回 定期報告アンケート提出期限：2022年 4月末日（報告対象期間：2021年10月～2022年3月分）

【補助事業終了後(エネルギー計測データの報告)】

選択要件「②高度エネルギーマネジメント」を選択した補助事業者は、補助事業終了後2年間、エネルギー計測装置の計測項目(P27参照)に応じた1ヶ月分(1時間毎)のエネルギー計測データ(報告対象期間分)提出を、各月毎に実施してください。

報告対象期間：2020年4月～2022年3月

(6) 停電時の報告

補助事業者は、補助事業完了から2年以内に大規模停電が発生し、SIIから状況報告を求められた場合はこれに従うこと。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

(7) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

(8) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し**、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面 “補助金を申請及び受給される皆様へ” をご確認ください。

3-7 よくあるご質問について

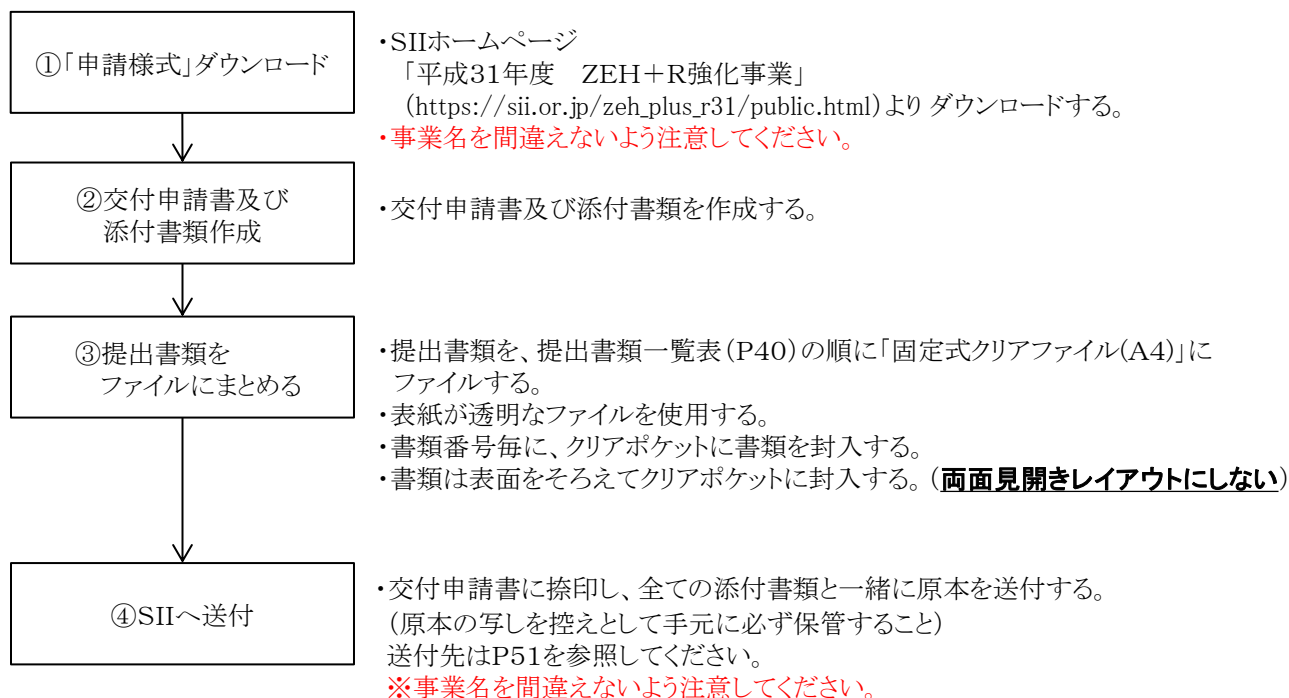
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/faq.html

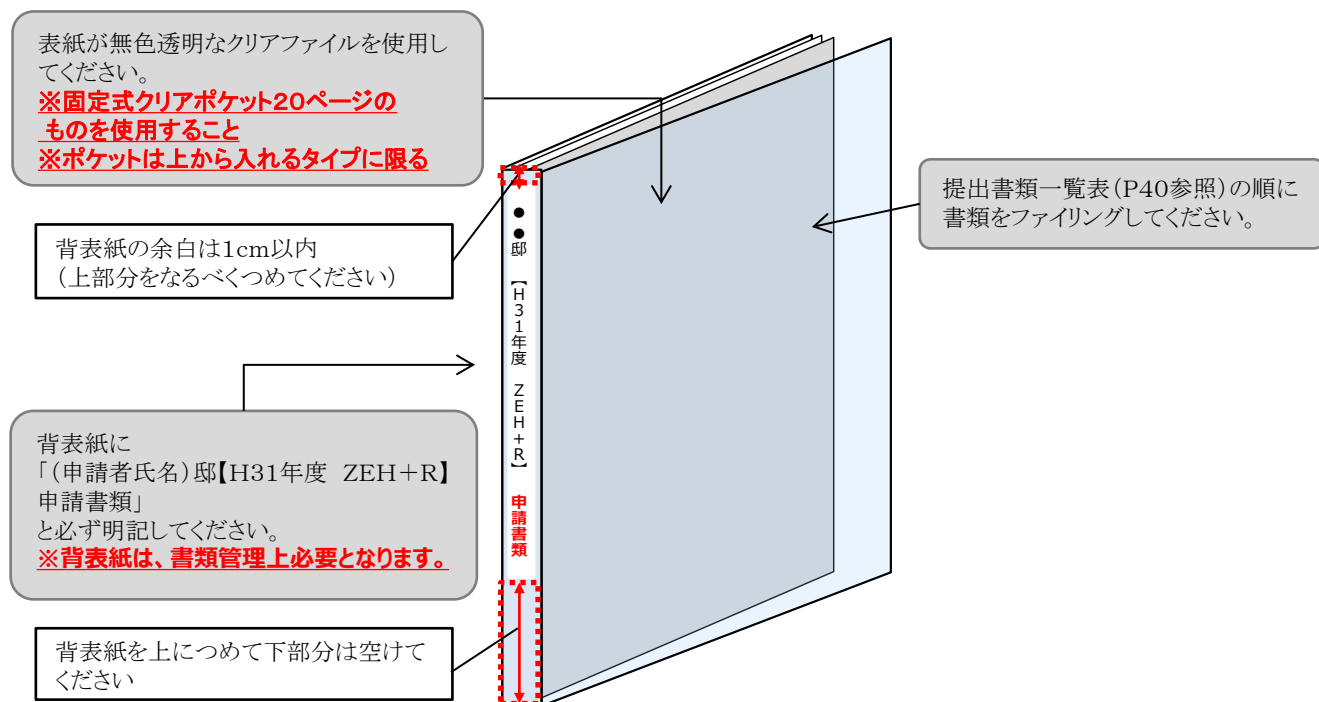
4 交付申請の方法

4-1 申請について

- ・SIIホームページから「平成31年度 ZEH+R強化事業」
(https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、
交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。
(注2) P40「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>



4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。

・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P42 ～45
②	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する設備の情報を記入すること	●	定型様式4-1	P46 ～47
③	交付申請額算出表		・補助金交付申請予定額を算出すること	●	定型様式4-2	P48 ～50
④	建築図面 (A3で作成)	配置図	・真北と建物との方位角が記載されていること	●	様式自由 (A3用紙)	—
⑤		平面図 (兼設備設置図)	・各階毎に部屋名・寸法が記載されていること ・補助対象となる全ての設備について設置場所を記入すること ＜主たる居室に非常用コンセントを設置する計画＞ ・非常用コンセント設置予定位置を記載すること ＜停電時も住宅内の通常回路に電力供給することが可能な計画＞ ・自立分電盤を設置する場合は設置予定位置を記載すること	●		
⑥		立面図 (四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること (太陽光発電のパネルが記載されていること)	●		
⑦	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選 択した場合	申請時に AIF認証取得が 完了していない 場合	・AIF認証取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による ECHONET Lite AIF認証取得に係る意思決定を示す文書	○	様式自由	—
		自己確認での 対応の場合	・自己確認したことを証する書面(自己確認適合書等) ・住宅設備機器メーカー等が公表するホワイトリスト (詳細はP30参照)	○	様式自由	—
⑧	【選択要件③】 電気自動車 (プラグインハイ ブリット車を含む) を活用した自家 消費の拡大措置 のための充電設備 を選択した場合		・設置図には電気自動車の保管(充電)場所及びコンセントの 設置位置を記載※すること ※設置図は、上記④配置図又は⑤平面図(兼設備設置図) との兼用を可とする	○	様式自由	—
⑨	蓄電システム 以外の設備を 申請する場合	補助対象となる 建材・設備の カタログ又は Webカタログの 表紙と該当 建材・設備が 記載されている ページ	・カタログには、該当建材・設備が記載された ページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等で マークを入れること	○	—	—
⑩	印鑑登録証明書(写し)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月 以内のもの ・共同申請者がいる場合は事前にSIIへ要相談とする	●	—	—
⑪	提出書類内容チェックリスト		・①～⑪の書類について、添付漏れや記入の不備が ないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式4-5	P41

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

5

交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式4-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 4-5

提出書類内容チェックリスト(平成31年度 ZEH+R強化事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名			環 境 太 郎			
手続代行者名			□□□□ 株式会社 □□□□ 支店			
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)		交付申請書		申請する様式は平成31年度 ZEH+R強化事業のものか。	☐
					必要事項が記入されているか。	☐
			別紙2 誓約書	申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
②	実施計画書		実施計画書全般		申請する住宅の概要、選択要件、設備仕様等、交付申請時の必要事項が全て記入されているか。	☐
③	交付申請額算出表		交付申請額算出表		合計金額は正しく表示されているか	☐
			蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする場合のみ		申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入及び捺印等、必要事項が全て記入されているか。	☐
			太陽熱温水利用システム明細 太陽熱温水利用システムを補助対象にする場合のみ		申請する太陽熱温水利用システムの設備情報等、必要事項が全て記入されているか。	☐
④	建築図面 (A3用紙で提出すること)		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか。	☐
			平面図(兼設備設置図)		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか。 ＜主たる居室に非常用コンセントを設置する計画＞ ・非常用コンセント設置予定位置記載しているか。 ＜停電時も住宅内の通常回路に電力供給することが可能な計画＞ ・自立分電盤を設置する場合は設置予定位置を記載しているか。	☐
					立面図(四面)	
			太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	☐		
⑤	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択 した場合のみ	AIF認証 関連書類	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)		責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。	☐
			・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)		左記で表記された書類が、2点揃っているか。	☐
⑥	【選択要件③】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ		設置図		電気自動車の保管(充電)場所及び電気自動車用コンセントの設置位置がわかるか。 ※上記④配置図又は平面図(兼設備設置図)との兼用を可とする	☐
⑦	蓄電システム以外 の設備を申請する 場合	補助対象設備 となる建材・設備 のカatalog (WebCatalogの 印刷でも可)	付箋		該当の建材・設備が記載されたページに付箋が貼ってあるか。	☐
			記載箇所の明記		該当の建材・設備が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れているか。	☐
⑧	印鑑登録証明書(写し)		発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内のものであるか。	☐
			登録者		申請者本人のものであるか。	☐
⑨	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
			チェックの確認		提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

様式第1(交付申請書) 1/4

様式第1 交付申請書

2019 年 〇〇 月 〇〇 日
(1 / 4 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

1
・申請者印は実印で捺印すること
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

〒 000 - 0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
環境 太郎



2
・住所
・氏名
・生年月日
以上が印鑑登録証明書と一致していること

申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等
生年月日

昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

共同申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等

3
共同申請者がいる場合は
SIIに連絡すること

印

手続代行者 住 所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
会社名等
〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
代表者名等
支店長 〇〇 〇〇



4
代表者等名は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

平成 3 1 年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金

交付申請書

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 2/4

記 (2 / 4 枚)

1. 申請する補助事業

平成 3 1 年度 Z E H + R 強化事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 Z E H + R 強化事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成 3 1 年度 Z E H + R 強化事業

補助対象住宅	1, 250, 000 円
蓄電システム	144, 000 円
太陽熱利用温水システム	170, 000 円
合計	1, 564, 000 円

1

交付申請額算出表と一致しているか
確認すること

5. 事業予定期間

2

西暦で入力すること

着手予定日	2019 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

6. 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙 1)

7. 交付申請に関する誓約書 (別紙 2)

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 3/4

別紙 1

1

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・（１）～（４）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

(3 / 4 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 4/4

別紙 2

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

1 (4 / 4 枚)
一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成 3 1 年 度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金
誓約書

- 私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適合して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
 10. 免責
SIIは、Z E Hビルダー/プランナー、Z E Hデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2 入力必須

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

3 実印を押印すること

申請者	法人名又は氏名	環境 太郎	印
	代表者名等		
共同申請者	法人名又は氏名		
4 交付申請書（1/4枚）の 手続代行者記載情報と一致していること			
手続代行者	法人名	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店	印
	代表者名等	支店長 〇〇 〇〇	代表者印

5 代表者印を押印すること
(社印は不可)

定型様式4-1 実施計画書 1/2

定型様式4-1(1/2)
環境 太郎邸0000000

(二次公募)ZEH+R強化事業 実施計画書

1.補助対象住宅の概要 1 交付申請時は「(二次公募)ZEH+R強化事業 実施計画書」を選択すること

交付申請者氏名	環境 太郎				ふりがな	かんきょう たろう			
建設予定地	〒 000 - 0000 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇-〇				住所は原則地番を入力すること				
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4	多雪地域	☐	ZEHの種別	ZEH+
工法 該当工法に■をつける	☒ 本造 (軸組構法) ☐ 本造 (枠組壁工法) ☐ S造 ☐ RC造				住宅の工法を選択すること				
選択要件 導入する要件に■をつける	☒ 外皮性能の更なる強化 ☐ 高度エネルギーマネジメント ☒ 電気自動車を活用した充電設備				種別選択				
停電時に、主たる居室で電源を確保する方法	☐ 非常用コンセント 3か所以上 ☒ 住宅内の通常回路に電力供給が可能な計画				レジリエンス強化のために導入する設備				
				☒ 蓄電システム ☒ 自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システム					

2.床面積	階数	1F	2F	3F	合計(㎡)
(申請建物の建築基準法上の面積)	床面積(㎡)	78.66	60.15		138.81

3.断熱性能	外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下切上げ)	0.48	再生可能エネルギー等を除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	35	%削減
	冷房期平均日射熱取得率(ηAC) (小数点第一位まで、二位以下切上げ)	1.5	再生可能エネルギー等を加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	132	%削減

4.他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

☐ 平成31年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
☐ 平成31年度 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
☐ 平成30年度 補正予算 災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
☐ 平成31年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
☐ すまい給付金
☐ その他 ()

5.ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28 ●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●●ハウス		

6.手続代行者情報

手続代行担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。
本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行业社名	〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所 属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住 所	〒 111 - 1111 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	必ず電子メールアドレスを入力すること	
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

定型様式4-1 実施計画書 2/2

定型様式4-1(2/2)
環境 太郎邸0000000

交付申請時				実績報告時								
7.住宅の設備仕様(設置する設備機器は全て記入すること)				交付番号	SII-ZR-	-d-						
① 空調設備												
I. 個別エアコン(事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器のみを記入すること)												
設置場所	エネルギー消費効率の区分	台数	1	型番	SII チェック欄							
1) 主たる居室	い	1		設置する区分(い)のエアコンを記入する								
AIF認証	-			AIF認証番号	アダプター型番							
2) AIF認証	-			2 選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること	アダプター型番							
II. ヒートポンプ式セントラル空調システム												
設置場所	暖房COP	冷房COP	メーカー名	型番	暖房COP	冷房COP	SII チェック欄					
AIF認証	-		AIF認証番号									
III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること												
設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	暖房COP	暖房部熱効率(%)	メーカー名	型番	暖房COP	暖房部熱効率(%)	SII チェック欄		
3 主たる居室, "その他の居室", "全ての居室" からプルダウンで選択	4 給湯設備と併用の場合は入力不要	5 熱源機の情報のみを入力										
② 換気設備(24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)												
種類	温度(顕熱)交換効率(%)	比消費電力[W/(m³/h)]	台数	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(m³/h)	比消費電力[W/(m³/h)]	台数	SII チェック欄	
ダクト式第一種換気	65%以上		1									
	6 1台あたりの値に基づき、選択											
比消費電力合計W/(m³/h)												
③ 給湯設備(セット型番があるものは、セット型番を記入すること)												
種類	効率	電気	ガス	ハイブリッド	メーカー名	型番	効率	電気	ガス	ハイブリッド	SII チェック欄	
		年間給湯(保溫)効率	エネルギー消費効率(%)	年間給湯効率(%)				年間給湯(保溫)効率	エネルギー消費効率(%)	年間給湯効率(%)		
潜熱回収型ガス給湯機			94%以上		7 選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること							
AIF認証	-				AIF認証番号	アダプター型番						
④ 太陽光発電システム												
公称最大出力の合計(kW)				メーカー名	型番	設置枚数	公称最大出力(W)	合計(kW)	SII チェック欄			
7.60												
8 選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること												
⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体)												
HEMS				メーカー名	型番	SII チェック欄						
要件を満たす機種の設置有り				9 選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること								
メーカー名	型番			AIF認証	-	AIF認証番号						
⑥ 蓄電システム												
蓄電システム				SII チェック欄								
設置有り	10 選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること	AIF認証	-									
APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H2以降に準拠している												
⑦ 太陽熱利用温水システム												
太陽熱利用温水システム				太陽熱利用温水システム								SII チェック欄
設置有り(算出表別紙2)参照												

定型様式4-2 交付申請額算出表

定型様式4-2
環境 太郎邸0000000

交付申請額算出表

[1]補助金交付申請予定額内訳

1. 戸建住宅の補助金申請額（一戸あたりの定額 ZEH+R: 125万円）

戸建住宅の補助金申請額	1,250,000	円
-------------	-----------	---

2. 蓄電システム導入補助金申請額

（算出表別紙1）蓄電システム明細

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円
----------------	---------	---

3. 太陽熱利用温水システム導入補助金申請額

（算出表別紙2）太陽熱利用温水システム明細

太陽熱利用温水システム 導入補助金申請額	170,000	円
-------------------------	---------	---

明細と一致しているか
確認すること

[2]補助金交付申請予定額

補助金交付申請予定合計金額（1+2+3）

補助金交付申請予定額	1,564,000	円
------------	-----------	---

定型様式4-2 交付申請額算出表 別紙1 蓄電システム明細

算出表別紙1

環境 太郎邸0000000

(算出表別紙1)蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (Ⅰ)
蓄電容量	8.0	kWh
保証年数	12	年
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	936,000	円
蓄電システム導入価格※1 (補助対象費用)	880,000	円 (Ⅱ)

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格(見積金額)を記入してください。

導入台数	1	台 (Ⅲ)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円 (Ⅳ)

2. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	144,000	円 ①=(Ⅰ)×(Ⅲ)×(Ⅳ)
------------	-----	-----	---------	-----------------

3. 蓄電システムの導入価格

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	880,000	円 ②=(Ⅱ)×(Ⅲ)
-------------------------	---------	-------------

補助対象費用の1/3	293,333	円 ③=②の1/3
------------	---------	-----------

4. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ④=①、③のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

5. 補助対象費用 算出業者名

(②の金額を算出した業者の名前を記入し、社印を捺印すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社

会社名・住所を
入力すること

社印を押印すること

印

6. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※2		円 ⑤
------------------	--	-----

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

7. 蓄電システム導入補助金合計申請予定額

補助金合計申請予定額	144,000	円 ⑥=④+⑤
------------	---------	---------

[2]補助額上限

補助額上限	300,000	円 ⑦
-------	---------	-----

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ⑧=⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

定型様式4-2 交付申請額算出表 別紙2 太陽熱利用温水システム明細

算出表別紙2

環境 太郎邸0000000

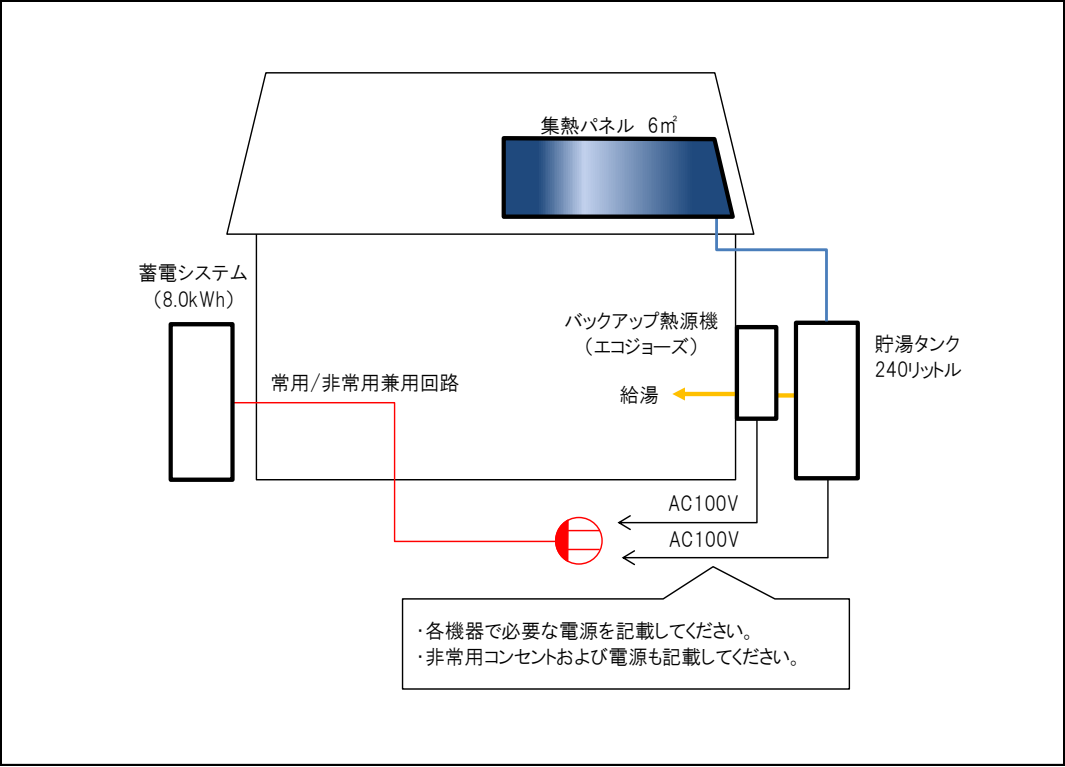
(算出表別紙2)太陽熱利用温水システム明細

設備情報

メーカー名	○×エネルギー株式会社		優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載		9999999		
集熱方式	■ 液体集熱式	集熱パネル①品番	XX-20A	集熱パネル①枚数	3 枚	集熱パネル 総面積	6 m ²
		集熱パネル②品番		集熱パネル②枚数	枚		
		集熱パネル③品番		集熱パネル③枚数	枚		
	□ 空気集熱式	貯湯タンク品番	XT-240B	タンク容量	240 ℓ		
バックアップ 熱源機の種類 ・電源電圧	□ タンク一体 ■ タンク別置						
	タンク別置の場合の熱源機	■ エコジョーズ □ エコキュート □ その他()					
	■ AC100V □ AC200V						
システムの 非常時電源	■ 蓄電システム(蓄電容量: 8.0 kWh) □ その他()						
	□ 小型非常用電源	メーカー名		型番		出力	W

太陽熱利用温水システム 導入補助金申請額	170,000	円
-------------------------	---------	---

・システム構成図(別紙でも可)
イラストや構成図を用いて、システム全体を表現する。
集熱パネル、貯湯タンク、バックアップ熱源機を記載し、貯湯タンク・熱源機等関連機器で停電時に必要とする電源(コンセント)も記入する。



6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成31年度 ZEH+R強化事業』 申請係

会社名 _____

担当者氏名 _____ 電話番号 _____

申請書提出先シート

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

☐ 交付申請書
☐ その他の書類

複数申請書を同封の場合
申請書数 件

使用例

上記は、平成31年度 ZEH+R強化事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」

https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/

TEL 03-5565-4081

【受付時間】 平日 10:00～17:00

